

受託者・受注者の立場での 物価変動時の対応 について教えてください

Answer

1. はじめに

今年に入ってロシアによるウクライナ侵略や円安の進行による輸入物価の上昇が国内経済に大きな影響を与えており、内閣府も令和4年4月のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の中小企業等対策で『建設業・造船業における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金・船価の設定や適切な工期の確保が図られるよう、公共・民間発注者等に対して周知徹底を図る。』としています。

今回はこのような情勢を踏まえて、公共工事の受注者や業務委託等の受託者が物価変動時に発注者や委託者と協議可能な内容について紹介します。

2. 公共工事受注者の場合

公共工事においては物価の変動等による請負代金額の変更（スライド条項）が国土交通省の中央建設業審議会が作成した公共工事標準請負契約書第25条に規定されています。

①単品スライド

②全体スライド¹⁾

単品スライド条項は工期内に特定の工事材料の価格が高騰した場合、全体スライド条項では対応できないことから定められたものです。

よって、全体的な物価上昇と特定の資材の（突出した）価格上昇が併存する場合は、全体スライドと単品スライドを併用することも可能です。

③インフレスライド

インフレスライドは賃金等の変動に対応するものであり、賃金変動を例にとると賃金水準が変更される度に発注者または受注者からスライド協議の請求をすることができるようになります。

インフレスライドも単品スライドや全体スライ

ドと併用することが可能です。

以上①、②、③、それぞれの概要を纏めると表のようになります。

表 単品、全体及びインフレスライドの概要

項目 (条項)	単品 スライド (第5項)	全体 スライド (第1~4項)	インフレ スライド (第6項)
対象工事	全ての工事	工期12カ月超	全ての工事
請負額 変更対象	特定の 資材価格	労務単価、 資材単価、 機械器具損料等	労務単価、 資材単価、 機械器具損料等
変更時の 受発注者 負担割合	対象工事費 の 1.0%	残工事費 の 1.5%	残工事費 の 1.0%
再スライド	不要	可能	可能

3. 公共事業等運営・維持管理受託者の場合

DBOのような長期案件においては、契約書の中で、業務ごとの委託料、委託料改定指標、及び委託料改定算出方法等が示されています。また数年程度の包括委託業務案件の一部においても、ユーティリティ（電気、ガス、水道等）費用などで同種の記載がなされるケースがあります。

通常受託者は契約書に沿って物価変動に伴う委託料改定についての承諾願を委託者に提出し、委託者はこれについての許諾を受託者に通知します。

4. おわりに

公共工事標準請負契約書第25条の目的は公共工事において、契約の片務性の排除と不明確性の是正を図ることにあります。

急激な物価上昇時には受注者や受託者が発注者や委託者とコストアップ分の負担を分担することになりますが、急激な物価下落時にはデフレーションの恩恵を互いに分かち合うこととなります。

公共工事においては標準請負契約書第25条に基準や計算方法が明示されていますが、公共事業等における委託契約においてはそれぞれの契約書において基準や計算方法を規定しています。基準や計算方法については受託者が支払う実際の金額変動に近い形で追随するような指標の選定や計算方法の決定を行うことが望まれます。

(参考文献)

1) 全体スライド条項運用マニュアル（暫定版）平成25年9月 国土交通省

(出典:水道技術ジャーナル2022年10月)